

介護予防・日常生活支援総合事業 の報酬改定について

～令和6年4月1日改定～

共通事項

(介護予防ケアマネジメント、指定相当訪問型サービス、
指定相当通所型サービス)

【業務継続計画未策定減算】

- ・ 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（親設）

→業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。ただし、令和7年3月31日までの間は減算を適用しない。（※）

※指定相当通所型サービスについては、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害時に関する具体的計画の策定を行っている場合には減算を適用しない。

共通事項

(介護予防ケアマネジメント、指定相当訪問型サービス、
指定相当通所型サービス)

【高齢者虐待防止措置未実施減算】

- ・ 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（親設）

→虐待の発生又はその再発を防止するための措置（※）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

※虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合。

共通事項

(介護予防ケアマネジメント、指定相当訪問型サービス、
指定相当通所型サービス)

【介護職員処遇改善加算】 令和6年6月1日～

・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

【改正前】

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）・（Ⅱ）
介護職員等ベースアップ等支援加算



【改正後】

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）※
※Ⅴについては、令和7年3月31日まで
算定可能。

介護予防ケアマネジメント

【介護予防ケアマネジメント実施者】

- ・令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになりました。

しかし、介護予防ケアマネジメントは従前どおり、地域包括支援センターしか実施できませんので、ご注意ください。（包括から委託を受けた居宅介護支援事業者は引き続き実施可能。）

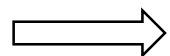
指定相当訪問型サービス

【基本報酬】

基本単位：回数区分の単位については、「高齢者の選択肢の拡大」および「高齢者目線に立ったサービス内容に応じる」観点から、令和6年3月31日までの回数区分を標準的なサービスとして統合し、生活援助区分を新設している。

【改正前】

月1回～4回	268単位
月5回～8回	272単位
月9回～13回	287単位



【改正後】

標準的なサービス 287単位

20分～45分の生活援助 179単位

45分以上の生活援助 220単位

必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供
することが可能に。

指定相当訪問型サービス

【ケアプラン作成時や請求時の運用について】

基本単位として、イ（包括報酬）とロ（回数報酬）に区分されますが、基本的に訪問介護と同様に利用1回ごとの単価での請求を採用して下さい。サービスコード上の記載が不自然ですが、原則（ロ）の回数報酬コードを使用することになります。

【イ包括報酬を利用する場合】

月5週ある場合など、月で5回以上（週1回程度）9回以上（週2回程度）13回以上（週2回を超える程度）になった場合は、イの包括報酬の使用を検討することになります。

検討とは、ケアプラン上に位置づけた週〇回に相当する月の合成単位数と包括報酬の単位数を比較し、低い方の単位数で請求することになります。

指定相当訪問型サービス

【生活援助について】

生活援助の位置づけとしては、要介護 1 以上の訪問介護と同様になります。

身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活に必要な援助のみを専ら行った場合は生活援助のコードで請求することになります。

少しでも身体介護に相当するサービスを実施した場合には、標準的なサービスという位置づけになります。

【ケアプランへの記載について】

記載は今まで通り、週〇回程度という形で記載していただいても結構です。ただし、生活援助が新設された為、プラン上にも明確に記載するようにして下さい。

指定相当通所型サービス

【基本報酬】

通所介護の介護報酬改定に準ずる見直しを行い、介護予防リハビリテーションと同様に運動機能向上加算を包括化しています。それに伴い、運動機能向上加算は廃止となります。また、高齢者の選択肢の拡大の観点から、要支援2の者の1回あたりの単価について、1回からの算定を可能とする。訪問介護同様、回数での請求を基本として下さい。月5週ある場合など、月5回若しくは9回以上となった時は包括報酬で請求となります。

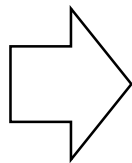
【改正前】

○1月あたり

要支援1・事業対象者 1672単位
要支援2（週1回程度） 1672単位
要支援2・事業対象者 3428単位

○1回あたり

要支援1・事業対象者 384単位
（月1回～4回）
要支援2・事業対象者 395単位
（月5回～8回）



【改正後】

○1月あたり

要支援1・事業対象者 1798単位
要支援2（週1回程度） 1798単位
要支援2・事業対象者 3621単位

○1回あたり

要支援1・事業対象者 436単位
（月1回～4回）
要支援2・事業対象者 447単位
（月1回～8回）

運動機能向上加算の包括化

指定相当通所型サービス

【一体的サービス提供加算】

・身体機能評価を更に推進するとともに、報酬体系の簡素化を行う観点から見直しを行う。

（算定要件）

- ・栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスのいずれも実施していること。
- ・栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。

【改正前】

運動器機能向上加算225単位/月

選択的サービス複数実施加算Ⅰ480単位/月

選択的サービス複数実施加算Ⅱ700単位/月

【改正後】

⇒廃止（基本報酬に包括化）

⇒廃止（栄養改善加算、口腔機能向上加算で評価）

⇒一体的サービス提供加算480単位/月（新設）

指定相当通所型サービス

【生活機能向上連携加算】

- ・運動器機能向上加算の廃止に伴い、生活機能向上連携加算Ⅱ（運動器機能向上加算を算定している場合）を廃止する。

【改正前】

生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位/月
生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位/月
生活機能向上連携加算Ⅱ 100単位/月

（運動器機能向上加算を算定している場合）

【改正後】

生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位/月
生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位/月

廃止

【事業所評価加算】 ⇒ 廃止

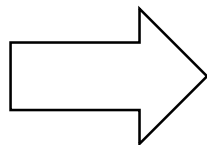
指定相当通所型サービス

【送迎未実施減算】

- ・利用者に対して、その居宅と事業所間の送迎を行わない場合は、所定単位数から減算する。

【改正前】

無し



【改定後】

片道につき47単位を所定単位数から減算する。（新設）
包括報酬の場合で通所型独自サービス11及び通所型独自サービス212を算定している場合は1月に376単位を、送迎独自サービス12を算定している場合は一月につき752単位を限度として減算する。